

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び 2歳児受入れ推進事業の対応について

日頃から本市教育・保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月12日までとされました。

市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業(以下「市型預かり保育等」という。)の対応については、感染防止策を徹底しつつ、引き続き、事業実施をお願いいたします。

一方、市内でも新規感染者が増え続けていることや、8月に緊急事態宣言が発令された後も園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、ご家庭での保育が可能な場合に市型預かり保育等をお休みしていただくよう保護者に改めて通知するとともに、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）までの間、市型預かり保育等を休んだ場合には、利用料（※1）を還付する対応といたします。

このことに伴い、各園の事業の実施及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

※1 市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ

1 園児の預かりについて【令和3年8月20日～9月12日（緊急事態宣言期間終了まで）】

保護者の皆様に対し、別添の「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）」の配布をお願いいたします。

なお、今回のお願いは、市として、保護者の皆様へ協力をお願いするもので、利用を制限するものではありません。利用を希望する方については、これまでどおり、園児を預かっていただくようお願いいたします。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

2 利用料について（市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ）

令和3年8月20日以降、ご家庭での保育が可能で、幼稚園、認定こども園等の児童が市型預かり保育等の利用をお休みした場合に、その期間の利用料については、お休みした日数に応じて、後日、保護者に還付します。月額との差額については本市において負担しますが、8・9月分の利用料については、一旦通常どおり徴収を行ってください。

また、期間中の対象者の利用状況について後日調査を行いますので、記録をお願いいたします。利用料の還付の詳細については、別途通知します。

対象者	【市型預かり保育】市型預かり保育を利用している満3歳児課税世帯で8・9月分の利用料を園に月額で支払った方 (3歳児以上の無償化対象者に対するの還付はございません。) 【2歳児受入れ】2歳児受入れ推進事業の利用者で8・9月分の利用料を園に月額で支払った方
期間	8月20日～9月12日(緊急事態宣言の延長期間) ※終了日が変更となった場合には改めてお知らせします。
保護者負担	実際に利用した日数による額のみ(月額を日割り計算※横浜市で行います)
園の収入	月額利用料の差額分を横浜市から園に支給するため園の収入はわかりません。

3 添付資料

保護者の皆様への配布資料

「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）」

※保護者から雇用主等向けにお渡しする書類もお渡しくさせていただきますようお願いいたします。

4 参考資料（市ホームページに掲載していますので、適宜御確認ください。）

「緊急事態宣言（令和3年8月2日から8月31日まで）の発出に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について（通知）」（令和3年8月2日 こ保運第663号）

※本通知により、令和3年8月2日通知（こ保運第663号）のうち「2 満3歳児及び2歳児の利用料について」のみ変更の取扱いとなります。

それ以外の項目の取り扱いは、引き続き、継続となりますが、改めて、令和3年8月2日通知（こ保運第663号）のうち「1 保護者の市型預かり保育等の利用について」は、御理解、御協力をお願いいたします。

<保護者が在宅勤務、テレワークの市型預かり保育等の利用について>

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いいたします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ利用を控えるよう求めることのないよう御理解・御協力をお願いいたします。

<担当連絡先>
保育・教育運営課幼児教育係
671-2085